

# 山梨県甲斐の木づかい推進事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、県産材を利用する意識を醸成することにより県産材の利用促進を図るため、市町村等が行う県産材を使用した学習用備品を学校施設等に導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市町村、一部事務組合、学校法人、社会福祉法人等とする。

## (補助金の対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

## (補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第4条の規定による補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

## (補助金交付の条件)

第5条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更等により、当該事業を変更（中止・廃止）しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出し承認を受けること。
- 二 補助事業が、予定の期間内に完了する見込みのない場合、又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

## (実績報告)

第6条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

## (補助金の交付)

第7条 知事は前条の実績報告を受理したときは、必要な確認検査をし、かつ、その結果に基づき補助事業者に対し、補助金の額の確定を行い、速やかに精算払いにより支払うものとする。

## (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係

る仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に消費税仕入税額控除適用報告書（第4号様式）を提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備・保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

| 補助対象事業  | 対象経費   | 補助率及び交付限度額  |
|---|--|---|
| 補助対象事業者が設置する学校教育法第1条の小学校、中学校、幼稚園、児童福祉法第39条第1項の保育所、第41条の児童養護施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項の認定こども園に、県産材を使用した児童・生徒用の机及び椅子を導入する事業。 | 机及び椅子の購入に要する経費。ただし、机及び椅子1セットにつき、県産材使用量に応じて別表2に掲げる額を交付の限度とする。 | 1／2以内。ただし、机及び椅子1セットにつき、県産材使用量に応じて別表2に掲げる額を交付の限度とする。 |

別表2

| 机及び椅子1セットの区分 | 県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) | 交付限度額    |
|--------------|--------------------------|----------|
| 机1、椅子1       | 0.012未満                  | 20,000円  |
|              | 0.012以上                  | 30,000円  |
| 机1、椅子4       | 0.036未満                  | 80,000円  |
|              | 0.036以上                  | 120,000円 |

第1号様式

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所  
名称 代表者 印

平成 年度山梨県甲斐の木づかい推進事業費補助金交付申請書

次のとおり山梨県甲斐の木づかい推進事業を実施したいので、山梨県甲斐の木づかい推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 事業内容

| 事業区分 | 事業費 | 経費の内訳 |     | 備考 |
|------|-----|-------|-----|----|
|      |     | 県補助金  | その他 |    |
|      |     |       |     |    |
| 計    |     |       |     |    |

2 事業の目的

第2号様式

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所  
名称  
代表者 印

平成 年度山梨県甲斐の木づかい推進事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった山梨県甲斐の木づかい推進事業費補助金については、山梨県甲斐の木づかい推進事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり計画を変更（中止、廃止）し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、承認してください。

（注）金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

1 変更理由

2 変更の内容

以下、第1号様式交付申請書の様式に準じる

（変更前を上段に括弧書し、変更後を下段に記載する）

第3号様式

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
名称  
代表者 印

平成 年度山梨県甲斐の木づかい推進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった山梨県甲斐の木づかい推進事業費補助金について、次のとおり事業を実施したので、山梨県甲斐の木づかい推進事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、その実績を報告します。

- (注) 1 記載事項は、第1号様式交付申請書の様式に準じる。  
2 実施状況の確認書等及び支払いの方法(金融機関名・預金種別・口座名・口座番号)を記載した書面を添付する。

第4号様式

番  
平成 年 月 号  
日

山梨県知事 殿

申請者 住所  
名称  
代表者 印

平成 年度消費税仕入税額控除適用報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定及び確定通知があ  
った山梨県甲斐の木づかい推進事業費補助金について、山梨県甲斐の木づかい推進事業  
費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助金交付申請番号

2 補助事業者名

3 施業場所

4 補助金確定額 金 円  
(平成 年 月 日付け 第 号による確定通知額のうち  
該当額)

(注) その他参考となる資料を添付すること。